

2008年中賜りました一方ならぬご厚情に深謝いたしますとともに、2009年もなお一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

感謝の気持ちを込めまして、2008年に弊社Webサイトの知財情報局でご紹介した知財ニュースの中から、精選したニュースをご紹介させて頂き、2008年のお礼と2009年のご挨拶に代えさせて頂きます。

株式会社ブライナ 代表取締役 佐原雅史

松下、パナソニックに社名・ブランド統一 (1月)

松下電器産業は1月10日、90周年の節目で社名をグローバルブランドと一本化し、松下電器産業株式会社からパナソニック株式会社に変更、国内ブランドもNationalを廃止し、Panasonicに統一すると発表した。その後6月の株主総会承認を経て、予定通り10月1日付けで社名を変更し、同時に、国内の白物家電や住宅設備機器のブランドのPanasonicへの切替えに着手した。

2007年米国特許取得、IBMが15年連続1位 (1月)

米IFI Patent Intelligence は1月14日、2007年の米国特許取得の民間企業トップ35を発表した。1位は15年連続IBMで、4位までは前年と同じ。取得件数では、IBM はじめ多くの企業が前年を下回ったが、サムスン電子は前年より250件以上増加した。

1	IBM	3,148	7	東芝	1,549
2	サムスン電子	2,725	8	ソニー	1,481
3	キャノン	1,987	9	マイクロン	1,476
4	松下電器産業	1,941	10	HP	1,470
5	インテル	1,865	11	日立製作所	1,397
6	マイクロソフト	1,637	12	富士通	1,315

2007年PCT国際出願、松下が初の1位 (2月)

WIPO(世界知的所有権機関)は2月21日、2007年のPCT国際出願状況を発表した。出願総数は前年より4.7%増の156,100件で、1978年の受付開始以来、最も多かった。国別では、1位から3位は前年と同じ。韓国は前年5位から4位に、大幅増の中国は8位から7位に浮上した。企業別では、松下電器産業が初の1位で、4位には前年9位から浮上した中国の華為技術(Huawei)が入った。

国別	企業別
1 米国 52,280 (2.6%増)	1 松下電器産業 2,100
2 日本 27,731 (2.6%増)	2 フィリップス 2,041
3 ドイツ 18,134 (8.4%増)	3 シーメンス 1,644
4 韓国 7,061 (18.8%増)	4 華為技術 1,365
5 フランス 6 英国	5 ボッシュ 1,146
7 中国 5,456 (38.1%増)	6 トヨタ 997

中国での「青森」商標問題は解決

しかし、日本地名の商標問題は続々と (2月)

青森県は2月5日、中国で、現地企業の「青森」商標登録申請に異議を申立てていた問題で、中国商標局が、果実・野菜、肉・水産物について異議申立てを認めたと発表した。その後、コメなども同様の裁定となり、「青森」問題は解決したが、中国では「博多」「讃岐」などの日本地名が申請され、一部は登録されていることが続々と判明。6月に特許庁が対策マニュアルなど総合的支援策を発表し、自治体などが対策に動く事態となっている。

欧州委、マイクロソフトに独禁法違反で過去最高の約9億ユーロの制裁金 (2月)

EUの欧州委員会(EC)は2月27日、米マイクロソフトがECの2004年3月の是正命令を2007年10月まで順守しなかったことに対して、独禁法違反で新たに8億9900万ユーロの制裁金を科す決定を発表した。1社への制裁金としては過去最高額。なお、同社は、EC発表直前の2月21日、企業向け製品の全APIと通信プロトコルな

ど、「主要な技術情報を原則無償公開」という、経営戦略を大きく転換する取り組みを発表している。

特許法等の一部改正

6月から特許・商標料金値下げ (4月)

4月18日公布された「特許法等の一部を改正する法律」は、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律について、(1)通常実施権等登録制度の見直し(出願段階のライセンス保護、通常実施権の範囲などの開示範囲限定など)、(2)不服審判請求期間の見直し(30日以内から3月以内に変更など)、(3)特許・商標関係料金の引き下げ(10年目以降重点に特許料を平均12%、商標の設定登録料等を平均43%引き下げ)、(4)料金納付の口座振替制度の導入、などの措置を講ずるものとなっている。

TV番組の録画転送機器のレンタルは著作権侵害と認定、東京地裁判決 (5月)

「ロクラク」と名付けたHDDレコーダーをレンタルし、国内設置の親機がユーザー指定の国内TV番組を録画、海外でユーザーが子機を操作してネット経由で視聴できるサービスを提供していた日本デジタル家電を、NHKと民放各社が著作権法違反で訴えた訴訟で、東京地裁は5月28日、著作権侵害を認め、計733万円の支払いと録画機器の廃棄などを命じた。

同社は、「機器のレンタルサービスで、番組複製行為の主体はユーザー」として、私的複製行為と主張したが、東京地裁は「同社はサービス利用環境の提供も含め、親機を実質的に管理し、複製行為も管理支配して利益を得ており、著作権侵害にあたる」と判断した。

(事件名)平成19(ワ)17279 著作権侵害差止等請求事件

市販「ロケフリ」預かりのTV番組ネット転送は著作権侵害と認めず、東京地裁(6月)、知財高裁(12月)

ソニーの市販製品「ロケーションフリー」のベースステーションを有償で預かり、海外などでも日本のTV番組をインターネット経由で視聴できるサービス「まねきTV」に対し、NHKと民放各社が、サービス差し止めなどを求めた訴訟で、東京地裁は6月20日、著作権侵害にあたらぬとして請求を棄却した。

テレビ局側は、「多数のベースステーション、アンテナ、分配器などの組み合わせシステムは、全体で一つの自動公衆送信装置で公衆送信権侵害」と主張したが、東京地裁は「ベースステーションは1対1送信機能しか持たず、送信も各ユーザーの指示で、自動公衆送信装置にはあたらぬ」として、請求を棄却した。

その後、テレビ局側が控訴したが、知財高裁も12月15日、同様の判断で控訴を棄却した。

(事件名)平成19(ワ)5765 著作権侵害差止等請求事件

知財推進計画2008決定 フェアユース概念の導入検討など盛り込む(6月)

政府の知的財産戦略本部は6月18日、「知的財産推進計画2008」を決定した。技術革新を促進すべき知財制度が万が一にもこれを阻害してはならないとの観点から、多くの提言を盛り込み、特に、デジタル・ネット時代の知財活用ビジネスを阻害

知財情報局

しないよう、著作権法へのフェアユース概念の導入検討や、国内に検索サーバー設置ができるような法改正など、著作権制度の見直し提言が目立つ。

シスコなどハイテク企業11社

パテント・トロール対策トラスト設立 (6月)

シスコ、グーグルなど11社が6月末までに、パテント・トロール企業より先に、特許を買取りライセンスするためのトラスト「Allied Security Trust (AST)」を設立した。各社が約25万ドルの加盟料を支払い、特許取得資金として500万ドルを寄託している

米RPX、パテント・トロール対策の新サービス (11月)

パテント・トロール訴訟対抗の特許取得目的で設立された米RPXは11月25日、技術系企業向け新サービス「RPX Defensive Patent Aggregation」の開始を発表した。IBMとシスコが、この新たな、私募で資金調達した防衛的特許サービスの最初のメンバーという。RPXは今年3月の設立以来、ハイテク分野の米国特許150件と特許出願50件を約4000万ドルで購入。最初の1年間で1億ドルの特許権購入計画は順調としている。

新国家試験「知的財産管理技能検定」開始 (7月)

2008年度から新設された国家試験「知的財産管理技能検定」の第1回検定が、7月6日に全国6地区で実施され、のべ5482名が受検し、2級知的財産管理士207名、3級知的財産管理士1796名が誕生した。

第2回検定は11月9日に実施されたが、結果公表は12月18日の予定。

キヤノン、SED特許契約訴訟で逆転勝訴 (9月)

キヤノンは9月9日、次世代薄型テレビ用パネル「SED(表面電界ディスプレイ)」関連の特許契約を巡る米国Nano-Proprietary社(現Applied Nanotech Holdings社)との訴訟で、米連邦控訴裁が、両社間の契約を有効とする判決を下したと明らかにした。その後、米最高裁への上告は行われず、この判決が確定した。同社のSEDパネル事業の法的障害は取り除かれたが、液晶とプラズマによる薄型テレビの価格は、大幅に低下し続けており、同社が今後、SEDパネルの商品化に踏み切るかは不透明な状況。

同社は、ナノ社と契約後、東芝と合併会社「SED」を立ち上げ契約違反として提訴され、その後「SED」を完全子会社化した。対応が遅すぎたとして、2007年2月の連邦地裁判決で敗訴した。同社は控訴したが、2007年5月には訴訟の長期化も理由に、SEDテレビの発売を当面見送るとの方針を発表、今日に至っている。

中国、電子機器のソフト情報開示義務付け検討 日本の訪中団は懸念表明 (9月)

日中経済協会訪中団は9月23日、中国商務部と会談し、中国政府が検討中の「ITセキュリティ製品の強制認証制度」について、日本の産業界が強い懸念を持っていることを表明した。この制度では、非接触ICカード関連など、暗号機能を含む製品の機器制御プログラムのソースコード開示が義務付けられ、開示に基づく試験と認証機関の検査に合格しないと、中国での製造や販売が出来なくなるといわれている。中国側は、「認証機関はWTOの規定に合致し守秘義務もある。企業とは守秘義務契約を締結し、知財保護に配慮して運営する」として、実施予定の立場を崩さなかったといわれる。

著作権保護期間の死後50年からの延長問題

文化庁の小委員会でも、議論は平行線 (10月)

文化庁は10月9日、文化審議会著作権分科会の「法制問題小委員会」「過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会」それぞれの「中間まとめ」と「中間整理」を公表し、意見募集を行った。主に

著作権保護期間の死後50年から70年への延長問題を論じている「中間整理」では、国際調和、創作意欲、文化創造サイクルへの影響、ネット時代の情報流通との関係等、どの視点からも延長推進派と慎重議論派の意見が対立、両論併記されている。

米グーグル、書籍検索めぐり出版界と和解

1億2500万ドル支払い、新サービス展開へ (10月)

米グーグルと全米作家協会、全米出版社協会は10月28日、書籍検索サービス「Google Book Search」に関して、画期的な和解の合意に至ったと発表した。同社が2004年に開始した、図書館の蔵書をストックしてデジタル化し、書籍名も本文も検索でき一部を閲覧できるサービスに対し、全米作家協会などが著作権侵害訴訟を起こしていたが、同社が1億2500万ドルを支払うことで和解に至った。

Google Book Searchでは、従来は、著作権切れの書籍のみ全文閲覧でき、その他の書籍は一部閲覧だけだったが、今後は、有料で全文閲覧が可能になり、著者や出版社には報酬が支払われる。なお、今回の合意は米国内のみが対象。

日本版フェアユースの導入を提言

知財本部専門調査会の報告案公表 (10月)

政府の知的財産戦略本部の「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」の報告案が、10月30日公表され、意見募集が行われた。新たな技術やサービスの出現に柔軟に対応できる法制度とするため、現行著作権法の、著作権の権利が及ばないケースの「個別列挙方式」から「権利者の利益を不当に害しない公正な利用なら許諾なしに著作物を利用できる権利制限の一般規定(日本版フェアユース規定)」への変更が適当としているほか、コンテンツ流通促進策、ネット上の違法コンテンツ対策強化などが盛り込まれている。

米CAFC、コンピュータを用いない

ビジネスモデル発明の特許性認めず (10月)

コンピュータを用いないビジネスモデル発明に関して、その特許性を否定した米特許商標庁(USPTO)の判断を不服として出願人が控訴していた訴訟で、米連邦巡回控訴裁(CAFC)は10月30日、USPTOの判断を支持し控訴を棄却した。CAFCは、争点となった出願について、米最高裁の「クレーム記載発明には、特定の機械との関連、または、物品を変化させることが示されている必要がある」との「machine-or-transformation test」の基準を採用し、USPTOの判断を支持した。

地域団体商標、出願857件、登録査定409件に (12月)

特許庁は12月3日、11月末時点の出願、11月25日時点の登録査定など、地域団体商標制度の最新状況を公表した。受付出願件数は、平成18年度698件、19年度110件、20年度は4月から11月で49件で計857件。都道府県別では、京都府140件、兵庫県46件、岐阜県と北海道37件と続く。登録査定件数は計409件で、京都府53件、石川県25件、兵庫県23件、岐阜県22件と続く。

その他のニュース

- エルメスジャパンの不正競争防止法に基づく申立てで「パーキン」「ケリー」のそっくりバッグ、輸入差止め (5月)
- 京大と金融3社、iPS細胞の知的財産権の管理活用会社設立 (6月)
- 特許庁、動き、音等の新しいタイプの商標の検討開始 (7月)
- 京大、iPS細胞作製方法に関する日本特許成立を発表 (9月)
- 10月から試行のスーパー早期審査制度
特許査定1号は慶應義塾出願に世界最速の17日間で (10月)

コラム

コラボさいたま2008 さいたま市商工見本市への出展報告

去る11月7日(金)~9日(日)に、さいたま市商工会議所主催のコラボさいたま2008(会場:さいたまスーパーアリーナ)が開催され、当社もブースを出展しました。

コラボさいたま2008は、さいたま市を拠点として積極的に事業展開を行う企業が、自社製品やサービスのPR等を行う展示会です。今年は、約180社の企業が出展し、3万人近い一般来場者がありました。

当社は、代表の佐原が、会場の特設ステージにおいて企業プレゼンテーションを行いました。また、「特許・商標の調査」、「知財業界への人材紹介・派遣」を内容とするパネルを展示し、多くの来場者に見て頂くことができました。来場者の方から、知財に関するご相談などをいただくこともでき、とても有効に活用できたと思います。企業PRの場として、来年も参加を検討したいと思っています。

